

介護保険料が変わります



六十五歳以上(第一号被保険者)の介護保険料(別表参照)

介護報酬の改定や中央区保健医療福祉計画推進委員会の報告で算出された介護サービス見込み量に基づいて算定すると、平成二十四年度から平成二十六年までの基準となる保険料(第四段階の保険料)は、月額五千二百六十円です。

第四期(平成二十一年度から平成二十三年度)の基準となる保険料(第四段階の保険料)四千二百六十円から比べると月額千円(三・五%)の上昇となりました。

上昇の主な要因は、高齢化に伴う要介護認定者の増加や、介護保険サービス利用量の増加、介護報酬の改定、国の特別対策による交付金の終了などです。

保険料の急激な上昇を抑えるために、次のような対策を講じました。

・特例第三段階の新設など、保険料段階をより多段階に設定し、第四期の十(十一)段階から第五期は十三(十五)段階にしました。
・低所得の方への保険料の上昇を抑えられるよう、所得に応じた保険料率を設定しました。
・都の財政安定化基金と区の介護保険給付準備基金の一部を取り崩すことにより、保険料の急激な上昇を緩和しました。
・保険料は介護保険制度を運営するための大切な財源です。

ご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険料の仮算定のお知らせ

六十五歳以上の方の平成二十四年度の介護保険料仮算定納入通知書を四月中旬に発送します。

介護保険料は、前年の所得を基に計算され、通知書は年二回、四月と六月に発送します。

四月の通知は、仮算定とい、平成二十四年度の住民税額(平成二十三年中の所得が基となります)が決まるまでの間、平成二十二年中の所得を基に介護保険料を仮に計算し、お知らせするものです。

これに対し、六月に発送する通知書は、本算定とい、

平成二十三年中の所得が確定した後に保険料を再計算してお知らせするものです。

本算定により、年間の保険料合計額と六月以降の保険料額が変わる場合がありますが、今回の仮算定でお知らせする四・五月分の保険料は変わりません。

前年度の途中で転入された方、住所地特例施設に入所されている方は、六月に平成二十三年中の所得状況を前住所地に照会しますので、本算定通知書をお送りした後、保険料額が変わる場合があります。

特別徴収の対象とならない方は、区から送付する納付書または口座振替によりお支払いください。

災害などの特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、保険料の徴収猶予や減免制度があります。

※問合せ先 介護保険課介護支援係 ☎(3546)5641

別表 第5期介護保険料と第4期介護保険料の所得段階別の比較

所得段階	対象	第5期(平成24~26年度)		第4期(平成21~23年度)		
		保険料率 [基準額割合]	月額 保険料	保険料率 [基準額割合]	月額 保険料	
第1段階	生活保護を受給している方・高齢福祉年金を受給している世帯全員が区民税非課税の方	基準額×0.50	2,630円	基準額×0.50	2,130円	
第2段階	税世帯全員が区民税非課税の方	本人の合計所得額+公的年金収入が80万円以下	基準額×0.53	2,790円	基準額×0.55	2,340円
特例第3段階		本人の合計所得額+公的年金収入が120万円以下	基準額×0.70	3,680円	基準額×0.75	3,200円
第3段階	本人の合計所得額+公的年金収入が120万円超	基準額×0.75	3,950円			
特例第4段階	本人のみが区民税非課税の方	本人の合計所得額+公的年金収入が80万円以下	基準額×0.90	4,730円	基準額×0.90	3,830円
第4段階		本人の合計所得額+公的年金収入が80万円超	基準額	5,260円	基準額	4,260円
第5段階	本人が区民税課税の方	合計所得金額125万円未満	基準額×1.15	6,050円	基準額×1.20	5,110円
第6段階※		合計所得金額125万円以上190万円未満	基準額×1.22	6,420円	基準額×1.25	5,330円
第7段階		合計所得金額190万円以上350万円未満	基準額×1.45	7,630円	基準額×1.50	6,390円
第8段階		合計所得金額350万円以上500万円未満	基準額×1.60	8,420円		
第9段階		合計所得金額500万円以上750万円未満	基準額×1.85	9,730円	基準額×1.75	7,460円
第10段階		合計所得金額750万円以上1,000万円未満	基準額×2.20	11,570円		
第11段階		合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.50	13,150円	基準額×2.00	8,520円
第12段階	合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満	基準額×2.75	14,470円			
第13段階	合計所得金額2,000万円以上	基準額×3.00	15,780円	基準額×2.25	9,590円	

※第4期の第6段階の対象者は本人が区民税課税で合計所得が125万円以上200万円未満の方

特別徴収 高齢年金や退職年金などの支給額が年額十八万円以上の方は、二カ月ごとに支払われる年金から自動的に二カ月分の保険料が天引きされます。

普通徴収 特別徴収の対象とならない方は、区から送付する納付書または口座振替によりお支払いください。

保険料の減免 災害などの特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、保険料の徴収猶予や減免制度があります。

※問合せ先 介護保険課介護支援係 ☎(3546)5641

「新成人のつどい実行委員会」委員募集

「新成人のつどい」を平成二十五年一月十四日(祝)午前十一時三十分から約二時間、日本橋蛸割町のロイヤルパークホテルで予定しています。

対象 平成四年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた区内在住者で、月二回から四回程度の会議に出席できる方

役割 公募の新成人と地域の青少年委員、実行委員のOB・OGで構成される実行委員会に参加し、「新成人のつどい」のアトラクションなどの企画を行います。

第一回の会議は、五月二十一日(月)午後六時三十分から二時間程度を予定しています。

区では、区内の事業者・団体の方を対象に、「中央区の森」を活用した環境活動の費用の一部助成を行っています。

対象者に往復はがきでご案内します。希望される方は、4月27日(金)までに、返信用はがき、ファックスに①住所②氏名③電話番号④メールアドレス⑤出身小・中学校名を記入して、または区のホームページの電子申請から申込む。

※申込(問合せ)先 ☎(3546)5305 〒104-8404 中央区築地1-1-1 文化・生涯学習課青少年係

応募方法 4月16日(月)までに、応募

ご存知ですか、安全・安心メール

携帯電話やパソコンに、気象警報・注意報、地震情報、区内の犯罪情報、消費者生活情報を区民の皆さんにメール配信しています。

事業者・団体の皆さん、「中央区の森」で森林保全活動をしてみませんか